

石巻市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、高橋健治監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成22年12月2日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

- 1 監査対象部門 石巻市議会事務局
- 2 監査期間 平成22年10月21日から同年11月26日まで
- 3 監査対象範囲 平成22年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成22年9月30日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成22年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。  
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。